

処 分 基 準

平成19年 8 月 8 日作成

法 令 名	火薬類取締法
根 拠 条 項	第 1 7 条第 3 項
処 分 の 概 要	猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可の取消し
原権者(委任先)	神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め	火薬類取締法 第17条第 1 項 (譲渡又は譲受の許可) 第50条の 2 第 1 項 (猟銃用火薬類等の特則)
処 分 基 準	譲渡し又は譲受けの許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の譲渡し又は譲受けに伴い事件、事故等が発生する危険が認められる場合は、引渡し前に限り、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先	神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課営業第二係 ☎ 0 4 5 - 2 1 1 - 1 2 1 2 内線 3 0 2 4、3 0 3 4
備 考	